

安来市市道草刈手数料の支払いのご案内

草刈手数料の支払いとは

地域の道路環境の保全活動を推奨することを目的として、自治会などの団体が行う道路の草刈活動を手数料として支援すること

どんな活動が対象か

市が管理する道路（市道）のうち、活動範囲を事前に協議し、市長が認めた路線・区間における道路の草刈活動（他の制度による補助等を受けていると対象外）

すべての市道が対象とあるわけではありません。対象とする市道は、不特定多数の者が往来し、草などの繁茂により安全な通行に支障をきたす恐れのある市道です。

（まちなかの道、多数の民家と面した道、民家等への進入路などは除きます。）

対象となるかは、申請時に担当課で確認し、結果をお知らせします

申請ができるのは

自治会及び地域住民が組織する団体

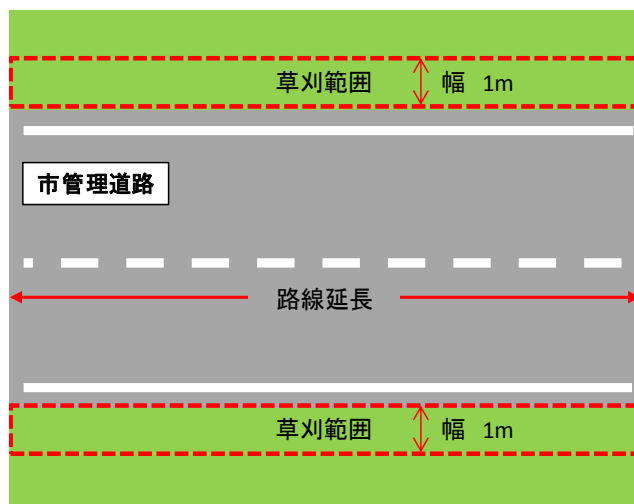
制度の内容は

作業延長 1 mにつき 10 円を乗じた額を基本金に加えた額を支払う

基本金：1 万円。ただし、手数料の支払いは、年度 1 回を限度

- (1) 申請する路線延長は、100m以上とし、10m単位
- (2) 草刈の幅は、道路路肩から概ね1mの範囲とし、対象は、路線両側
- (3) 両側実施の場合は、路線延長を2倍したものを作業延長

草刈範囲イメージ図



市道草刈手数料 計算例

路線延長 1,000m を両側作業の場合

$$1,000\text{m (路線延長)} + 1,000\text{m (路線延長)} \\ = 2,000\text{m (作業延長)}$$

作業延長は、登録申請書に記入します

$$2,000\text{m (作業延長)} \times 10 \text{円/m (単価)} \\ + 10,000 \text{円 (基本金)}$$

$$= 30,000 \text{円 (市道草刈手数料)}$$

注意 草刈範囲は、市の管理する道路部分(路肩等)をいい、隣接する民地等は含みません。

必要な手続きは

・事前に登録が必要です。登録のときは、次の書類を提出

- 登録申請書（制度への登録）
- 路線範囲図（起終点の確認：用意が難しい場合は、担当課へご相談ください）

・活動が終わったら、次の書類を提出

- 作業報告書・作業写真
- 債権者登録依頼書（手数料を振り込む口座の登録）
(注意：すでに登録済みで、代表者等に変更がない場合は不要)
- 請求書（注意：債権者登録依頼書に記載の代表者名で請求）

・登録の内容を変更するとき、または作業を中止するときは、変更または中止の手続きが必要ですので、事前に申し出てください。

- 登録申請書（注意：変更・廃止の際に提出）
- 作業報告書（注意：作業の中止の際に提出）

活動中に事故などが起こったら

市では、活動に参加する方を対象に、活動中の事故に対して一定の水準の補償を行っています。（補償の適用については、個別の事案によりますので、活動中のすべての事故が補償の対象となるわけではありません）

事故が発生したら、団体の責任者は、速やかに事故の内容を連絡してください。

制度の詳細は、「安来市市民活動補償」をご確認ください。

まずは、担当課へご相談ください

申請をお考えの際には、担当課にご相談ください。

受け付けた申請は、担当課で確認をし、支払いを決定します。支払い決定前に実施した活動については、支払いの対象になりませんので早めにご相談ください。

提出する書類

- 登録申請書
- 請求書
- 作業写真（参考様式）
- 作業報告書
- 債権者登録依頼書
- 路線範囲図（様式なし）

提出する書類は、担当課窓口もしくは、HP にて配布しています

担当課

担当課：安来市建設部土木建設課 電話番号 0854-23-3321

提出先：郵便番号 692-0207 安来市伯太町東母里 580 番地（伯太庁舎1階）